

京都府立るり溪少年自然の家指定管理者募集要項

京都府立るり溪少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営について、以下のとおり指定管理者を募集します。

1. 募集する施設の概要等

名 称	京都府立るり溪少年自然の家
愛 称	グリーンパルるり溪
所 在 地	南丹市園部町大河内小米阪1番地9 資料1
施 設 の 目 的 ・ 性 格	自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るために設置した施設であり、次に掲げる事業を行う。 ・ 少年の野外活動の助長に関すること。 ・ 少年の団体活動の助長に関すること。 ・ その他、少年の健全育成に関し必要な事業
設 置 年 月 日	昭和58年4月27日
施 設 の 規 模	敷地図・館内図 資料2
①敷地面積	91,980 m ²
②建築・延床面積	3,316.76 m ² ／3,905.77 m ²
③主な建物の構造	鉄筋コンクリート造・地上一部2階
④宿泊定員	250人
施 設 概 要	資料3 宿泊室（定員 15名×10室、11名×8室） リーダー室（定員3名×4室）、研修室(200名収容) プレイホール（300名収容）、談話室(定員24名) 浴室2室、食堂(220名収容) キャンプファイヤー場、キャンプ場、野外炊飯場、駐車場 クラフト室（木造1階建て、定員70名）、倉庫
現 在 の 指 定 管 理 者	グリーンパルるり溪共同事業体
施 設 の 利 用 状 況	資料4
①利用者数 （うち宿泊者数）	R4 15,484人(10,973人) R5 18,916人(12,785人) R6 17,959人(13,831人) R7 20,341人(15,017人)
②利用率	R4 宿泊室 28.6%、研修室 18.8%、プレイホール 35.3% R5 宿泊室 31.3%、研修室 24.7%、プレイホール 39.6% R6 宿泊室 39.9%、研修室 36.1%、プレイホール 47.1% R7 宿泊室 39.6%、研修室 36.0%、プレイホール 45.8%

2. 基本的な運営方針

少年自然の家は、「自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図る」ことを目的に設置した社会教育施設です。こうした施設の設置目的を最大限に実現するとともに、多様化する利用者ニーズに的確に対応してサービス向上を図ることをめざし、次の方針により運営することとします。

- ① 少年自然の家の設置目的に沿って、利用者に対する適切な活動指導や助言を行い、施設の効用を最大限に発揮すること。
- ② 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう安定した管理運営を行うとともに、効率的・効果的な管理を行い、収入の確保と経費の縮減に努めること。
- ③ 京都府教育委員会及び市町（組合）教育委員会との連携を図り、少年の健全育成に努めること。
- ④ 教育機関や少年の健全育成に関わる団体等との連携を強めることにより、施設の効用を高めるとともに、利用率の向上に努めること。

（留意事項）

利用者の利便性向上のため、空き状況の検索や施設等の各種情報の提供などホームページの充実に努めてください。また、SNSによる情報発信など積極的な広報活動に努めてください。

以上により次のとおり令和9年度以降の目標数値を設定しますので、指定管理者は積極的な利用促進を図り、目標数値以上の達成に努めてください。

◆目標利用者数	令和9年度	24,000人
	令和10年度	24,300人
	令和11年度	24,600人
	令和12年度	24,900人
	令和13年度	25,200人

3. 管理の基本的事項

（1）休業日

- ・毎週月曜日（国民の休日の場合はその翌日）
- ・12月28日から翌年1月4日まで

※なお、指定管理者は、府教育委員会の承認を得て、休業日を変更することができます。

したがって、指定管理者は、休業日の設定に当たって、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟に検討していただくことが可能です。

（2）関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法等の関係法令、条例及び規則等を遵守し、少年自然の家の設置目的に沿った適正な管理運営を行ってください。

特に、少年自然の家の管理運営業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働関係法令を遵守してください。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとし、その詳細は別添「京都府立るり溪少年自然の家管理運営業務仕様書」に定めるとおりとします。

① 少年自然の家の維持管理に関する業務

府民が快適に利用できるよう、施設・設備等の維持や各種点検等を行う業務です。

※なお、施設の改修・修繕実績については、**資料5**を参照してください。

② 少年自然の家の使用承認に関する業務

施設の使用申込みに対し、条例・規則に基づき使用承認等を行う業務です。

③ 少年自然の家の設置目的を達成するために必要な業務

(7) 施設の利用に関する業務

給食、入浴準備など、施設を利用するに当たり必要なサービスを提供する業務です。

(4) 受入指導に関する業務

施設の利用団体が自らの計画に基づき実施する活動が、安全でかつ充実したものになるよう、必要な支援を行う業務です。利用団体の規模や構成員の年齢、体力、経験等を考慮して、その発達段階に応じた適切な活動ができるよう専門的見地から助言及び指導を行うことが求められます。

(ウ) 府教育委員会との共催事業（予定）

a 「みどりキャンプ」に関する業務

障害のある子どもと障害のない子どもが共に自然の中で共同生活を体験し、心のふれあいを深めながら、多様な立場を理解し、支援する心や自立心、主体性を養うとともに、環境問題への関心を深めることを目的とする事業です。

b その他

教育委員会と協議して開催する共催事業に関する業務

(留意事項)

本業務については、指定管理料の積算に含まれておりません。

令和8年度においては、**資料6**のとおりです。

令和9年度予算において同様の措置があり、事業の実施が決まった場合は、指定管理者に別途共催の依頼をする場合がありますので御承知ください。

④ 自主事業の実施に関する業務

少年自然の家の設置目的は少年の健全育成を図ることであり、この目的に沿った自主事業の実施により、施設が活性化することを期待しています。応募団体は積極的に提案してください。

なお、自主事業の実施に要する経費は指定管理者が負担し、自主事業による収入は指定管理者が収受するものとしますが、参加費は実費相当程度の低廉な金額としてください。

⑤業務の再委託

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。

なお、部分的な業務(清掃、給食、空調機の保守管理等)については、府教育委員会の承認を得て専門業者に委託することは可能です。

※再委託を予定している場合は、再委託予定調書(様式9)を提出してください。

※施設管理に関する外部委託業務の内容・実績については資料7を参照してください。

⑥指定管理者に権限がない事項

次の事項については、地方自治法等の規定により知事又は教育委員会のみが行えるものであり、事案が生じた場合は、府教育委員会の指示を受けることになります。

(7)審査請求に対する決定(地方自治法第244条の4)

(4)教育財産の目的外使用許可

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号)

⑦その他管理に必要と認められる業務

事業計画書や事業報告書の作成及び提出、利用者アンケートや自己評価の実施及び結果の報告などに関する業務です。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に行ってください。

(5) 管理運営収入

指定管理者は、利用料金収入及び府教育委員会が支払う指定管理料により、管理運営を行うことになります。

①利用料金制の採用

地方自治法244条の2第8項で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。

また、利用料金の額は、条例及び規則に定める額の範囲内で、予め府教育委員会の承認を得て、指定管理者が利用料金を定めるものとします。

したがって、指定管理者は、利用料金の設定に当たっては、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟な提案を行ってください。

また、利用者の利便性向上のため、利用料金の収受に関し、令和2年度からクレジットカードや電子マネー、コード決済によるキャッシュレス決済を導入していますので、可能な限りキャッシュレス決済等に係る取組を事業計画書等で提案してください。

なお、収支計画の立案にあたっては、募集日時点の条例及び規則に定める額の範囲内で利用料金を設定してください。

※現行料金設定及び過去3箇年の収入実績については、**資料4**及び**資料8**を参照してください。

②指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、府教育委員会が指定管理者に対して支払うもので、その額は、(3)に掲げる指定管理業務に必要な経費（指定管理経費）から利用料金収入見込額を差し引いた額とします。

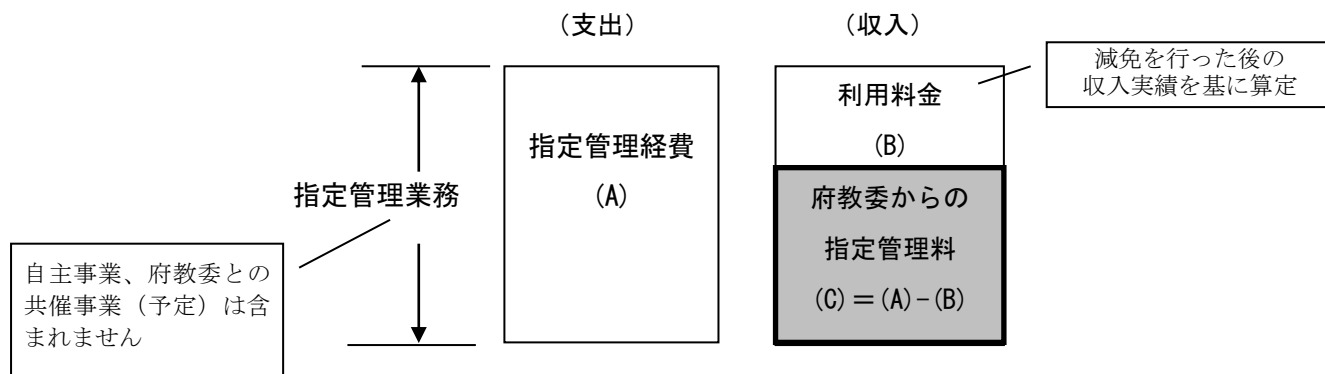
令和9年度以降の目標数値を達成した場合の利用料金収入見込額は概ね以下の水準となりますので、参考として示します。

（過去の実績を基礎に算出）

◆利用料金収入見込額（参考）	令和9年度	15,437千円
	令和10年度	16,251千円
	令和11年度	17,133千円
	令和12年度	18,027千円
	令和13年度	19,006千円

なお、指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する協定において定めます。

【指定管理料(C) = 指定管理経費(A) - 利用料金収入見込額(B)】



- ・収支計画立案の参考として管理運営経費の実績額等を提示します。

(単位：千円)

区 分		令和 6 年度 実績	令和 7 年度 実績	令和 8 年度 計画
管理運 営経費	物件費	40,023	40,421	42,723
	人件費	32,431	34,065	31,500
	計	72,454	74,486	74,223
収入	利用料金収入	11,071	12,787	14,660
	指定管理料	57,000	56,900	56,900
	その他	3,799	4,800	2,663
	計	71,870	74,487	74,223

- ・物件費、人件費、使用料収入等の詳細については資料4及び資料9で確認してください。
 - ・小修繕費については、修繕見込額 5,000 千円を指定管理経費に算入しますので、収支計画書（様式3）に計上してください。
 - ・府教育委員会との共催事業（予定）及び自主事業については、経費及び収入ともに指定管理経費に算入しませんので、収支計画書（様式3）に計上しないでください。
- ※自主事業は自主事業計画書（様式4－1）、自主事業収支等計画書（様式4－2）を提出してください。

③指定管理料の精算

指定管理料の過不足については、小修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとします。

よって、利用料金収入の増加や経費の節減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、年度末精算による返還は求めませんので、休業日の変更、自主事業の実施など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

④利用料金の減免等の取扱い

利用料金は、条例及び規則に定める基準により減免しています。これまで減免していた基準は、指定管理者においても同様の取扱いをしていただきます。

資料4の収入実績は、減免を行った後となっていますので、こうした減免制度を前提に収入額を見込んでください。

⑤納税義務

指定管理者は、法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税等の納税義務を負う場合がありますので、所轄の税務署等の関係機関に御確認願います。

(6) 納付金

指定管理者は、自主事業の積極的な実施により得られる収入の一部について、府へ納付いただく提案をしてください。

なお、応募に際しては、以下の算出方法による金額以上の額を原則として提案してください。

※納付金の計画については、自主事業収支等計画書(様式4-2)を提出してください。

【提案例】

① 固定納付金

総額 75 千円 (15 千円/年など年度ごとの提案も可能)

② 変動納付金

自主事業収入(又は自主事業収支差額(※))に納付率5%を乗じた金額。ただし、算出した額が0円を下回る場合は0円とする。

(変動納付金のみを採用する場合)

変動納付金

自主事業収入(又は自主事業収支差額(※))に納付割合5%を乗じた金額。ただし、算出した額が0円を下回る場合は0円とする。

※自主事業収支差額＝自主事業収入－自主事業支出

(7) リスク管理、責任分担

施設の保守管理・安全点検・衛生管理・小規模修繕は指定管理者の負担とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに府教育委員会に報告していただくことが必要となります。

また、災害発生時には、市町村の地域防災計画で指定されていない場合でも避難所としての対応や、ボランティア活動拠点、物資集積所等の役割を担うことがあり、開設時の初動対応や応急活動への参加等の対応を求める可能性があります。

なお、施設に対する包括的な管理責任は府教育委員会の責任とします。

種類	項 目		負担区分		備 考
			指 定 管理者	府 教 委	
リ ス ク 管 理	法令の変更		協議事項		事業運営に影響のある法令の変更
	税 制	消費税率の変更		○	
		法人税等の変更	○		収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更
		その他新税、税率の変更等	協議事項		事業に影響を及ぼすもの
	金利リスク		○		指定管理期間中の金利の変動
	資金調達		○		指定管理期間中に必要な資金の確保
	物価リスク		○		指定管理期間中のインフレ・デフレ
	市場環境の変化		○		競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少
	不可抗力(天災・事故・感染症等)による休館等による収支影響、施設等の損害復旧		協議事項		不可抗力による収入減少・損害復旧費用は事案により協議
	第三者賠償		○	○	施設の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償
	火災保険の加入			○	指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため
施 設 等 の 管 理 運 営	利用者に係る賠償責任保険加入		○		管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求める。
	施設等の安全確保(保守点検等)		○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。
	施設等の維持管理(清掃等含む)		○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。
	施設等の利用承認等		○		指定管理者に権限付与(京都府立少年自然の家条例第5条)
施 設 ・ 設 備 等 の 修 繕 等	審査請求に対する決定／教育財産の目的外使用許可			○	法令上、府知事又は府教育委員会権限
	施設等の大規模修繕			○	構造耐久上主要な部分(駆体、基礎軸組等)は、府教育委員会が行う。
	施設等の維持管理上の小修繕		○		小修繕(1件1,000千円以内)は指定管理者の責任において行っていただきます。ただし、1件500千円を超える修繕については、府教育委員会と協議を行うものとします。 ※小修繕費の精算 年間の小修繕費見込額は指定管理料として5,000千円の範囲内とし、実績に応じて精算します。 実績が見込額を下回った場合は、その差額を指定管理料から減額し、上回る場合は府教育委員会と事前に協議をした上で、必要場合は指定管理料を増額します。(その場合も指定管理者が修繕することとします。)
	施設等の新設、増改築			○	設置者である府教育委員会が行う。
備 品 の 修 繕 等	施設等の増改築・修繕等による休館等伴う収支影響		協議事項		
	備品の修繕		○		備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、府教育委員会が所有権を有する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。
	備品の新規購入、更新			○	府教育委員会の備品の更新であり府教育委員会が購入。(指定管の任意購入は可)
その他	地域・住民対応、自治体との協調		○		地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調

※府教育委員会と指定管理者との責任分担は、原則として上表に掲げる項目について○印のついた者が負うものとし、詳細については、府教育委員会と指定管理者が締結する協定書で定めます。

※指定管理者の故意・過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が修繕を行います。

(8) 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間を予定しています。

※ この期間は、京都府議会（以下「府議会」という。）での議決が必要な事項となっています。

(9) 「京都府・市町村共同施設予約システム」の利用について

京都府では、府内市町村とともに、インターネット等により公共施設の空き状況の提供や予約受付等を行える「京都府・市町村共同施設予約システム」を運用しています。

予約受付等の業務をシステム化する場合には、必ずこの「京都府・市町村共同施設予約システム」を利用してください。

指定管理者においては、インターネット接続環境及び施設側で利用するパソコン等について、御準備ください。

なお、「京都府・市町村共同施設予約システム」を利用する場合であっても、インターネット等をお使いにならない利用者のために、従来からの電話や窓口での予約受付等についても適正に行ってください。

また、「京都府・市町村共同施設予約システム」については、提供事業者による仕様の変更や、今後のシステム更新により、提供される機能や UI に変更が生じる可能性がありますので、システムの変更内容に合わせて運用業務を見直すなど、適宜対応してください。

このシステムの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

京都府総合政策環境部情報政策課共同化推進係

電話：075-414-5748 E-mail：johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

4. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であって、次の全ての要件を満たすこと。

①地方自治法施行令第167条の4の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消していないこと。

②京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。

③地方自治法第244条の2第11項の規定により、京都府から指定管理者の指定の取消しをされた日から5年を経過しない団体でないこと。

④京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑤会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体でないこと。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) グループ応募（グループ構成員表（様式１－２）を提出してください。）

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる団体が、京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であること。

なお、グループの全ての構成員が上記（１）の①～⑥の要件を満たすこと。

※ 応募後の代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。

※ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で応募することはできません。

5. 応募書類

(1) 指定申請書（様式１）

(2) 事業計画書

①事業計画書（１）	指定管理業務を行うに当たっての基本方針（様式２－１） 少年自然の家を管理運営するに当たっての基本方針を記述してください。
②事業計画書（２）	安定した管理運営体制（様式２－２） 利用者に快適に、また安全に利用してもらうため、安全管理等を含め安定した管理運営を行うことができる人員配置や業務体制、現在施設の管理運営業務に従事している職員の専門技術や実績、ノウハウの活用計画について、提案してください。
③事業計画書（３）	設置目的の効果的達成の方策（様式２－３） 利用者に対するサービス向上の方策、稼働率の向上方策等、少年自然の家の利用促進を図るための具体的な方策を提案してください。 また、自主事業の実施、利用者のニーズ把握（満足度調査の実施）等の実施について提案してください。
④事業計画書（４）	効率的な管理運営の方策（様式２－４） 効率的な管理運営に向けての基本的な考え方、経費削減に向けた取り組み、具体的な方策を提案してください。

(3) 収支計画書（様式３）

(4) 自主事業計画書（様式４－１）、自主事業収支等計画書（様式４－２）

(5) 運営体制表（様式５）

(6) 利用料金設定表（様式６）

(7) 団体概要書（様式７）

様式７に加え、下記の書類を添付してください。

①京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類

・定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの
・法人登記簿謄本（登記事項全部証明書）※申請日前3箇月以内に交付されたもの
・法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し※申請日前3箇月以内に交付されたもの

②応募資格を満たすことが確認できる書類

- ・応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式8）
- ・京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

③団体の経営状況を示す書類

- ・決算書（直近3期分）、又はこれに準ずる書類
- ・令和8年度の事業計画書及び収支予算書、又はこれに準ずる書類

④団体役員の名簿（任意様式）

- ・役職名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、現住所を記載した書類

（8）再委託予定調書（様式9）

（9）提出部数 9部（正本1部、副本8部）

（10）留意事項

- ①応募1団体又は1グループにつき、申請は1件とします。
- ②グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書（様式7）と添付書類を提出してください。
- ③提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ④提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤提出された書類は返却しません。
- ⑥指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を提出してください。
- ⑦提出された書類は、資格要件等、応募の事実の確認のため、府の関係機関に提供する場合があります。

6. 応募の手続及び選定方法等

応募手続き（スケジュール）及び、選定方法等は、次のとおりです。

（1）問合せ先及び応募書類の提出先

京都府教育庁指導部社会教育課（京都府庁3号館5F）
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話：075-414-5883 FAX：075-414-5888
E-mail：syakai@pref.kyoto.lg.jp

（2）応募スケジュール

①募集要項の配布

配布日時：令和8年10月6日（火）から11月17日（火）までの平日午前9時から午

後5時までとします。

配布場所：京都府教育庁指導部社会教育課

※ なお、募集要項は京都府ホームページからもダウンロードできます。

社会教育課ホームページ <https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/>

②業務説明会及び現地見学会

開催日時：令和8年10月21日（火） 午後1時30分から

開催場所：京都府立るり溪少年自然の家

申込方法：前々日までに参加申込書（様式10）を提出してください。

郵送、ファックス、メールも可とします。

③応募に関する質問

受付期間：令和8年10月13日（火）から11月2日（月）まで

送付方法：質問書（様式11）に記入し、持参、郵送、ファックス、メールのいずれかで、上記問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

・回答日：令和8年11月9日（月）

・回答方法：質問者及び業務説明会（現地見学会）参加者全員にメール又はファックスにて回答します。

（回答は、上記問合せ先においても、希望者に配布等を行います。）

④応募書類の受付

受付期間：令和8年11月17日（火） 午後5時まで

受付方法：上記提出先まで持参してください。（郵送、ファックス、メールでの提出は認めません。）

⑤京都府指定管理者等選定審査会による書類選考、ヒアリング審査

審査期間：令和8年11月19日（木）～11月30日（月）

※ ヒアリング・実地調査は必要に応じて行うこととし、開催日時・場所及び実施方法など詳細は、別途応募書類提出者に通知します。

⑥選定結果の通知 令和8年12月上旬頃

京都府指定管理者等選定審査会による審査・評価に基づき、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を府教育委員会が選定します。

なお、決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

（3）選定基準及び審査内容

指定候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は別紙のとおりです。

7. 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 指定候補者との協議 令和8年12月下旬頃

指定候補者と府教育委員会は、管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、指定に係る同意書を締結します。

協議に際しては、必要に応じて候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、京都府指定管理者等選定審査会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

【協議の主な内容（予定）】

（指定期間全体の基本事項）

- ・ 管理施設の範囲
- ・ 管理運営業務の内容（細目は業務仕様書）
- ・ 指定管理者の責務
- ・ 管理運営の期間
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 指定管理料に関する事項
- ・ 定期報告、事業報告書の提出に関する事項
- ・ 納付金に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項（保守管理・安全点検・衛生管理等）
- ・ 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ・ 管理業務の継続が困難となった場合の措置、指定の取消、協定の解除に関する事項
- ・ 損害賠償に関する事項
- ・ その他

（年度ごとに定める事項）

- ・ 当該年度の指定管理料に関する事項
- ・ 府教育委員会との共催事業に関する事項 ほか

(2) 指定管理者の指定 令和9年3月下旬頃

地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を京都府議会に提案し、議決を受けることになります。

なお、府議会が議決しなかった場合及び否決した場合であっても、指定候補者が準備に要した費用及び事業アイデア等の対価については、一切補償しませんので御了承ください。

(3) 協定の締結 令和9年3月下旬頃

府議会の議決を経て指定された指定管理者と、指定期間全体の基本的な事項を定めた「基本協定」及び毎年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を締結します。

(4) 業務の開始 令和9年4月1日

指定管理者として、少年自然の家の管理運営を始めていただきます。

※指定期間（予定）：令和9年4月1日～令和14年3月31日

(5) 事業の引継ぎに関する事項

「指定に係る同意書」の締結後、速やかに、現在の指定管理者であるグリーンパルるり溪共同事業体との業務引継をスムーズに行えるよう、準備してください。なお、業務引継ぎに要した費用は、全て新しい指定管理者の負担とします。

8. 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない場合や協定を解除することがあります。
- (2) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があること、また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、御承知の上、応募してください。